

平成 27 年 2 月議会建設水道委員会報告

(条例・特会・企業会計)

第 2 号議案ほか 14 件について、建設水道委員会での審査の経過並びに結果について報告いたします。

第 2 号議案「長崎市 大規模集客施設制限地区内における 建築物の制限に関する条例」について。

本条例は、長崎都市計画（長崎国際文化都市建設計画）特別用途地区において大規模集客施設制限地区を指定することに伴い、当該大規模集客施設制限地区内における建築物の建築の制限に関し、必要な事項を定めようとするものです。

委員会では、

- ・大規模集客施設の立地を制限する条例を制定しなければならない理由、
- ・都市機能をまちなかに集約し、周辺地域への立地を規制していく考えの妥当性、
- ・土地利用の状況を勘案し、場合によっては、準工業地域を大規模集客施設が立地できる用途地域へ変更することの可否、
- ・例外的に建築を許可する条文を設ける理由 について

ただすなど、内容検討の結果、異議なく原案を可決すべきものと決定しました。

次に、第72号議案「公の施設の指定管理者の指定」について。

本件は、野母崎総合運動公園の管理を行わせるため、指定管理者を指定しようとするものです。

委員会では、

- ・野母崎振興公社を指定する理由、
- ・公社のこれまでの決算の推移と今後の収支見通し、
- ・今後の公社のあり方について、管理施設の切り離しなど、具体的な検討結果 についてたきました。

さらに、委員間討議において、

- ・平成22年度に市から1億2000万円の貸し付けを行う際に、累積欠損金を解消することを、議会で約束しているにもかかわらず、今回、債権放棄の議案が提出されており、今後は安定した経営ができると言われても無理がある、
- ・集客施設と一般管理施設を切り分けるといったことも含めた、公社の今後の方向性を示してもらう必要がある などの意見が出されるなど、討議がなされました。

さらに、委員会において、

11月議会で、公社の今後のあり方を検討するため、指定期間を1年間とした議案が提出され、議決したが、これをわずか3ヶ月後の今議会で、4年間の指定期間を加える議案を提出しなければならなかった理由 についてたきました。

この点について、理事者から、

本来は昨年 11 月議会の前に野母崎振興公社全体の枠組みを決定した上で、5 年分の指定議案を提案すべきであったが、市の方針が固まらず、1 年間の猶予をいただいた。

その後、今年 1 月に市の方針を決定し、公社の経営についても一定めどが立ったことから、債権放棄を行うことに至った。

今後の公社の経営シミュレーションを検討するに当たり、野母崎総合運動公園を含む 2 件の指定管理を受託することが、経営の安定につながるものと判断し、今回、債権放棄の議案と併せて、2 件の指定議案を同時に提案することとしたとの答弁がありました。

その結果、

- ・ 議会を軽視した議案の提出とならないよう、提案のあり方を十分検討してほしい、
- ・ 海の健康村の健全経営が大きな鍵であるため、宿泊客の増加に向け、市の立場でも PRすると共に、しっかりと公社の指導を行ってほしい、
- ・ 公社のあり方については、今後も引き続き検討してほしい どの要望を付した賛成意見が出され、異議なく原案を可決すべきものと決定しました。

なお、委員会では、

今後、公社へのさらなる公費の投入は行わない方針であるため、市も一体となり経営努力を行うとともに、議会との信頼関係を損なわないよう、市として明確な方向性を決定した上で議案の提出を行うことを要請する旨の附帯決議を全会一致で決定しました。

次に、第 89 号議案「平成 27 年度 長崎市 駐車場事業 特別会計予算」について。

委員会では、

- ・ 茂里町地下駐車場の今後の方向性について、自走式駐車場への早期転換の見通しと指定管理業務との整合性、
 - ・ 桜町駐車場について、安全対策のため、大規模改修を行うことへの見解 について
- ただすなど、内容検討の結果、異議なく原案を可決すべきものと決定しました。

次に、第 98 号議案「平成 27 年度 長崎市 下水道事業会計予算」について。

委員会では、

- ・ 污水管の維持管理と長寿命化対策、
- ・ 長崎駅周辺の浸水対策について、
- ・ 雨水貯留管の設置場所と土壌汚染エリアとの整合性、
- ・ 対応できる雨量 について

ただすなど、内容検討の結果、異議なく原案を可決すべきものと決定しました。

次に、第 99 号議案「土地の取得」について。

本件は、交流拠点施設の用地として、尾上町の土地を購入しようとするものです。

委員会では、

- ・ 利用目的が決まっていない土地を先行取得する手法の妥当性、
- ・ 長崎駅周辺の地価の動向と取得予定額に対する見解 について
ただしました。

さらに、11月議会において、当該土地の活用については、本市の経済活性化や交流人口の拡大のために、どのような活用が最善であるのか、MICEにかかわらず、将来の利活用について十分検討することなどを要請する旨の附帯決議を可決していることから、当該土地の利活用について、

- ・ 検討のあり方や決定時期、
- ・ 広く市民の声を聞く考えの有無、
- ・ 検討経過について、市民や議会に対する報告の手法、
- ・ JR貨物との売買価格の交渉結果 について

ただすなど、内容検討の結果、

- ・ 不透明な内容を含んだまま契約することについては、賛成できないことを、主な論拠とする反対意見が出されましたが、採決の結果、賛成多数で原案を可決すべきものと決定しました。

最後に、第18号議案「長崎市 都市公園条例の一部を改正する条例」、

第19号議案「長崎市 災害危険区域の指定等に関する条例の一部を改正する条例」、

第20号議案「長崎市 営住宅条例の一部を改正する条例」、

第29号議案「法律上市の義務に属する 損害賠償の額の決定及び和解について」、

第79号議案「平成26年度 長崎市 土地取得特別会計 補正予算（第4号）」、

第82号議案「平成26年度 長崎市 水道事業会計 補正予算（第3号）」、

第83号議案「平成26年度 長崎市 下水道事業会計 補正予算（第3号）」、

第87号議案「平成27年度 長崎市 土地取得特別会計予算」、

第93号議案「平成27年度 長崎市 生活排水事業 特別会計予算」及び、第97号議案「平成27年度 長崎市 水道事業会計予算」の以上10件については、いずれも異議なく原案を可決すべきものと決定しました。

（補正予算第8・9号）

第77号議案ほか1件につきまして、建設水道委員会 所管部分における審査の経過並びに結果について報告いたします。

第77号議案「平成26年度 長崎市一般会計補正予算 第8号」のうち、建設水道委員会 所管部分において、特に質疑、意見が集中した点を報告いたします。

まず、土木費において、建物移転補償等について、今年度中の事業実施が見込めないため減額補正する 単独 河川等整備事業費 銅座川 が計上されています。

委員会では、

・銅座市場及び思案橋商店街の移転補償交渉の対象件数と進捗率、

- ・交渉に日時を要している理由、
 - ・銅座川プロムナード及び都市計画道路の完成見通し について
- ただすなど、内容を検討しました。

次に、同じく、土木費において、都市下水路整備事業などに係る繰越明許費が計上されました。

委員会では、

- ・岩原都市下水路について、移転補償交渉の対象件数と移転の見通し についてただすなど、内容を検討しました。

そのほか、土木費では、

- ・新幹線整備推進事業に係る繰越明許について、新幹線建設発生土を活用した地元要望の公園整備であるにもかかわらず用地買収が進んでいない理由 について
- ただすなど、内容を検討しました。

以上、審査経過の概要を申し上げましたが、異議なく原案を可決すべきものと決定しました。

次に、第100号議案「平成26年度 長崎市 一般会計補正予算 第9号」のうち、建設水道委員会 所管部分における審査の経過並びに結果について、報告いたします。

委員会では、種々内容検討の結果、異議なく原案を可決すべきものと決定しました。

(当初予算)

第84号議案「平成27年度 長崎市 一般会計予算」のうち、建設水道委員会 所管部分における審査の経過並びに結果について、以下、特に質疑・意見が集中した点について、報告いたします。

まず、土木費で、長崎駅周辺地区での幹線道路網を形成しようとする都市計画街路整備事業費 長崎駅中央通り線 が計上されています。

委員会では、

- ・ 長崎駅周辺エリアの地価の推移、
- ・ 用地買収費の積算における不動産鑑定評価の有無、
- ・ 用地買収費の妥当性 について

ただすなど、内容を検討しました。

次に、同じく土木費において、世界新三大夜景に認定されたことを受け、鍋冠山公園の魅力向上を図るため、展望台の整備を行おうとする公園等施設 整備事業費が計上されました。

委員会では、

- ・ 多くの視点場の中で、交通アクセスの悪い鍋冠山公園展望台を優先し、大規模な整備を行う理由、
- ・ 整備による集客見込みと費用の妥当性、
- ・ 展望台に至る狭隘な市道を拡幅し、バスでのアクセスを可能にする考えの有無、
- ・ グラバー園からの遊歩道を整備し、集客を図ることへの見解、
- ・ 将来的な視点場整備の方向性、

- ・ 施設やアクセスにおけるバリアフリーの考え方 について

ただすなど、内容を検討しました。

次に、同じく土木費において、老朽化した新戸町団地7号棟を、躯体のみ残して解体し、全面的な改修工事を行おうとする 公共住宅ストック 総合改善事業費 が計上されております。

委員会では、

- ・ 従来の建て替えではなく、全面的改善を試行する理由、
- ・ 全面的改善による延命効果 について

ただすなど、内容を検討しました。

土木費においては、その他

- ・ 旧市内の地籍調査の進捗率と 調査完了の見通し、
- ・ 宅地のがけ災害対策工事に係る助成について、補助対象となる工事の考え方、
- ・ 民間建築物耐震化推進費について、対象建築物の建て替えに対する補助制度の有無、
- ・ 街路灯のLED灯への転換が夜景に与える影響、
- ・ 車みち整備事業について、整備条件である地元や地権者の同意が得られない場合の、事業推進に向けた考え方、
- ・ 乗合タクシーについて、市民が利用しやすい路線に見直していく考えの有無、
- ・ コミュニティバス運行について、4月のダイヤ改正に地元の意向を踏まえた路線変更を組み込めなかった理由と運行事業者との協議経過、
- ・ 新幹線整備推進事業について、

- ・大型工事の契約に係る地元業者の受注状況、
 - ・建設の影響を受ける天神町への対応見通し、
 - ・新大工地区の再開発事業への本市の関わり方、
 - ・出島表門橋と一体的な整備を行う中島川公園に観光バス駐車場を整備する考え、
 - ・湊公園トイレ整備について、洋式便器の一部を和式に改修することの妥当性 について
- ただすなど、内容を検討しました。

以上、審査の結果、

- ・各種公共事業については、当初設定した工事期間内で完成するよう努めてほしい、
- ・鍋冠山公園展望台整備など、場当たりの事業も見受けられることから、最少のコストで最大の効果をあげることに努めてほしい、
- ・空き家対策については、国においても法整備や体制の整備がなされているため、効果的な取り組みとなるよう推進してほしい、
- ・車みち整備事業については、定住人口の促進、地域の安全安心、高齢者対策や遊休地利用の観点からも、非常に有用な事業であるため、地元住民が協力できるような体制について、行政も積極的に関与し、速やかに推進してほしい、
- ・新幹線に係る建設工事に当たっては、地元の業者の受注機会がふえるようにしてほしい、
- ・新大工町の再開発を成功させるためには、総合的な視点でまちづくりを行う必要があるため、行政の参入を検討してほしい、
- ・鍋冠山公園展望台の整備については、費用対効果をしっかりと勘案し、

バスでアクセスできる環境整備を行うとともに、グラバー園との相乗効果があげられるよう、文化観光部とも連携し、活用策を検討してほしい、
・中島川公園整備については、付近にバス駐車場ができるまでは、バス
ベイを整備してほしい

などの要望を付した賛成意見が出され、異議なく原案を可決すべきものと決定しました。

以上で、建設水道委員会における審査報告を終わります。